

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案に対する修正案

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律

目次中「第三条」を「第四条」に、「第四条―第十条」を「第五条―第十三条」に、「第十一条―第二十条」を「第十四条―第二十五条」に、「第二十一条―第二十四条」を「第二十六条―第三十三条」に、「第二十五条―第三十一条」を「第三十四条―第四十二条」に、「第三十二条―第三十六条」を「第四十三条―第四十八条」に改める。

第一条中「生態系等」を「生態系」に改め、「人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展」を削り、「国民生活の安定向上」を「現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保」に改める。

第二条第一項中「我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物（以下「在来生物」という。）とその性質が異なることにより」を削り、「生態系等」を「生態系」に、「政令」を「環境省令」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 環境大臣は、前項の環境省令を制定し、又は改廃しようとするときは、外来生物審査委員会の意見を聴くとともに、その意見を踏まえて行わなければならない。

第二条第三項を削る。

第三十六条中「、第三十二条」を「、第四十三条」に改め、同条第一号中「第三十二条」を「第四十三条」に改め、同条第二号中「第三十三条」を「第四十四条」に改め、同条第三号中「第三十四条又は第三十五条」を「第四十五条から前条まで」に改め、同条を第四十八条とする。

第三十四条及び第三十五条を削る。

第三十三条第一号中「第四条又は第八条」を「第五条又は第十一条」に改め、同条第二号中「第五条第四項」を「第六条第四項」に改め、同条第三号中「第二十三条」を「第二十八条」に改め、同条を第四十四条とし、同条の次に次の三条を加える。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十九条第一項又は第三項の規定に違反した者

二 第二十九条第五項又は第三十条の命令に違反した者

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条（第二十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第三十四条第一項又は第二項の規定に違反した者

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条又は第二十九条第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十三条第一項又は第三十二条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚

偽の陳述をした者

三 第二十九条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十二条第一号中「第四条」を「第五条」に改め、同条第二号中「第五条第一項」を「第六条第一項」

に改め、同条第三号中「第六条第一項」を「第七条第一項又は第八条第二項」に改め、同条第四号中「第七条又は第九条」を「第十条又は第十二条」に改め、同条第五号中「第八条」を「第十一条」に改め、同条を

第四十三条とする。

第三十一条（見出しを含む。）中「主務省令」を「環境省令」に改め、第五章中同条を第四十一条とし、同章中同条の次に次の一条を加える。

（地方公共団体の区域の特性に応じた措置）

第四十二条 この法律の規定は、地方公共団体が、この法律の規定に基づいて行うもののほか、その地方公共団体の区域の特性に応じて、特定外来生物その他の生物の防除その他の措置を行うことを妨げるものと解してはならない。

第三十条を第四十条とし、第二十九条を削り、第二十八条を第三十九条とする。

第二十七条中「生態系等」を「生態系」に改め、同条を第三十八条とする。

第二十六条第一項中「主務大臣」を「環境大臣」に、「第六条第一項又は第十条第一項」を「第七条第一項、第八条第二項、第十三条第一項、第二十九条第五項、第三十条又は第三十二条第一項」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「環境大臣」に改め、同条を第三十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

（協力の要請等）

第三十六条 国は、外来生物が輸入貨物への付着等によって我が国に侵入することを防止するため、侵入の経路、外来生物による生態系に係る被害の状況等の調査を行うよう努めるとともに、貨物の輸入の事業を行う者その他の関係者に対し、外来生物による生態系に係る被害の防止のために必要な協力を求めることができる。

2 前項の求めを受けた者は、その求めに応じるよう努めるものとする。
(指定法人)

第三十七条 環境大臣は、特定外来生物による被害の防止に資することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、特定外来生物の防除に関する業務を適正に行うことができると思われるものを、別に法律で定めるところにより、当該業務を行う者（以下この条において「指定法人」という。）として指定することができる。

2 指定法人は、地方公共団体の行う特定外来生物の防除に関する資金の出えんその他の特定外来生物の防除に関する協力を行うための基金を設け、外来生物の輸入又は販売の事業を行う者から当該基金への出えんを受けるものとする。

第二十五条中「主務省令」を「環境省令」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十四条第一項中「主務省令」を「環境省令」に、「主務大臣」を「環境大臣」に改め、同条第二項中

「第二十二条」を「第二十六条第二項及び第二十七条」に改め、第四章中同条を第三十三条とする。

第二十三条中「在来生物とその性質が異なることにより生態系等」を「生態系」に、「前条」を「前条第一項」に改め、「通知」の下に「又は同条第二項の通知」を加え、同条を第二十八条とし、同条の次に次の四条を加える。

（判定の結果の通知があるまでの制限等）

第二十九条 第二十七条第二項の通知に係る未判定外来生物（その繁殖したものを含む。以下第三十二条までにおいて同じ。）の飼養等をする者は、当該未判定外来生物について生態系に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の同条第一項の通知があるまで又は当該未判定外来生物が特定外来生物となるまでの間は、当該未判定外来生物を販売してはならない。

2 第二十七条第二項の通知に係る未判定外来生物の飼養等をする者は、当該未判定外来生物について生態系に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の同条第一項の通知があるまで又は当該未判定外来生物

が特定外来生物となるまでの間において、当該未判定外来生物の譲渡し又は引渡しをしたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、譲渡し又は引渡しをした未判定外来生物の種類及び数量並びに譲渡し又は引渡しの手方氏名又は名称その他環境省令で定める事項を環境大臣に届け出なければならない。

3 第二十七条第二項の通知に係る未判定外来生物の飼養等をする者は、当該未判定外来生物について生態系に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の同条第一項の通知があるまで又は当該未判定外来生物が特定外来生物となるまでの間は、当該未判定外来生物を当該未判定外来生物の飼養等に係る施設の外で放ち、植え、又はまいてはならない。

4 第二十七条第二項の通知に係る未判定外来生物の飼養等をする者は、当該未判定外来生物について生態系に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の同条第一項の通知があるまで又は当該未判定外来生物が特定外来生物となるまでの間は、当該未判定外来生物が逸走し、又は散逸したときは、直ちに応急の措置を執るとともに、環境省令で定めるところにより、速やかに当該未判定外来生物の逸走又は散逸の状況及び執った措置の概要を環境大臣に届け出なければならない。

5 環境大臣は、前項に規定する者が同項の応急の措置を執っていないと認めるときは、その者に対し、同

項の応急の措置を執るべきことを命ずることができる。

6 第二十七条第二項の通知に係る未判定外来生物の飼養等をする者は、当該未判定外来生物について生態系に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の同条第一項の通知があるまで又は当該未判定外来生物が特定外来生物となるまでの間は、毎年、環境省令で定めるところにより、未判定外来生物の飼養等の状況、未判定外来生物の譲渡し等の状況その他環境省令で定める事項を環境大臣に報告しなければならない。

第三十条 環境大臣は、第二十七条第二項の通知に係る未判定外来生物による生態系に係る被害が生ずることを防止するため必要があると認めるときは、当該未判定外来生物の飼養等をする者に対し、当該未判定外来生物の飼養等を行う区域の制限その他の未判定外来生物による生態系に係る被害が生ずることを防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(回収)

第三十一条 第二十七条第二項の通知を受けた者であつて当該通知に係る未判定外来生物の譲渡し又は引渡しをしたものは、当該未判定外来生物について生態系に係る被害を及ぼすおそれがあるものである旨の同条第一項の通知を受けたときは、当該未判定外来生物を、その譲り渡し、又は引き渡した者から回収する

ように努めるものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第三十二条 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第二十七条第二項の通知に係る未判定外来生物の飼養等をする者に対し、未判定外来生物の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、未判定外来生物の飼養等に係る施設に立ち入り、未判定外来生物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十二条中「主務大臣」を「環境大臣」に、「前条」を「前条第一項」に、「その届出を受理した日から六月以内に」を「外来生物審査委員会の議を経て」に、「在来生物とその性質が異なることにより生態系等」を「生態系」に改め、同条に次の一項を加える。

2 環境大臣は、前条第一項に規定する届出を受理した日から六月以内に前項の判定をすることができないときは、その旨をその届出をした者に通知しなければならない。

第二十二條を第二十七條とする。

第二十一條中「在来生物とその性質が異なることにより生態系等」を「生態系」に、「あるものである疑いのある」を「ないと認められる外来生物以外の」に、「主務省令」を「環境省令」に、「主務大臣」を「環境大臣」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定による届出には、当該届出に係る未判定外来生物が生態系に及ぼす影響について参考となるべき資料として環境省令で定めるものを添付しなければならない。

3 第二條第二項の規定は、第一項の外来生物を定める環境省令について準用する。

第二十一條を第二十六條とする。

第二十條第一項中「第十八條第一項」を「第二十三條第一項」に、「第十一条第二項の規定により公示された事項」を「防除計画」に、「主務大臣」を「環境大臣」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「環境大臣」に、「第十八條第一項」を「第二十三條第一項」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「環境大臣」に、「第十八條第二項」を「第二十三條第二項」に、「第十一条第二項の規定により公示された事項」を「防除計画」に改め、第三章中同条を第二十五條とする。

第十九条中「主務大臣」を「環境大臣」に改め、同条を第二十四条とする。

第十八条の見出し中「主務大臣等」を「環境大臣等」に改め、同条第一項及び第二項中「第十一条第二項の規定により公示された事項」を「防除計画」に、「主務省令」を「環境省令」に、「主務大臣」を「環境大臣」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「環境大臣」に、「主務省令」を「環境省令」に、「第二十条第二項又は第三項」を「第二十五条第二項又は第三項」に改め、同条第四項中「第十二条」を「第十六条」に、「第十三条」を「第十七条の規定は地方公共団体が行う第一項の確認を受けた防除に従事する者又は国及び地方公共団体以外の者が行う第二項の認定を受けた防除に従事する者について、第十八条」に改め、同条を第二十三条とする。

第十七条第一項から第三項までの規定中「主務大臣等」を「環境大臣等」に、「主務省令」を「環境省令」に改め、同条第四項中「主務大臣等」を「環境大臣等」に改め、同条を第二十二条とする。

第十六条中「第十一条第一項」を「第十五条」に改め、同条を第二十一条とする。

第十五条を第二十条とする。

第十四条第二項及び第三項中「主務大臣等」を「環境大臣等」に改め、同条を第十九条とする。

第十三条第一項中「主務大臣等」を「環境大臣等」に、「第十一条第一項」を「第十五条」に改め、同条第二項中「主務大臣等」を「環境大臣等」に改め、同条を第十八条とする。

第十二条中「主務大臣等」を「環境大臣等」に、「前条第一項」を「前条」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（防除に従事する者の義務）

第十七条 第十五条の規定による防除に従事する者は、当該防除に係る防除計画に定める第十四条第二項第五号に掲げる事項を遵守しなければならない。

第三章の章名及び第十一条を削る。

第十条第一項中「主務大臣」を「環境大臣」に、「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の章名及び二条を加える。

第三章 特定外来生物の防除

（防除計画）

第十四条 環境大臣は、特定外来生物による生態系に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合におい

て、当該被害の回復又は発生の防止のため必要があると認めるときは、当該特定外来生物の防除に関する計画（以下「防除計画」という。）を定めるものとする。

2 防除計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 防除を行う区域及び防除の目標

二 防除の対象となる特定外来生物の種類

三 防除を行う期間

四 特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分（以下「捕獲等」という。）その他の防除の内容

五 防除による在来生物に係る被害の防止のために講ずべき措置その他の防除に従事する者の遵守すべき

事項

六 防除が終了した後における生態系等の調査に関する事項

七 その他特定外来生物の防除に関し必要な事項

3 環境大臣は、防除計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長及び関係都道府県の意見を聴くとともに、外来生物審査委員会の議を経なければならない。

4 環境大臣は、防除計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(環境大臣等による防除)

第十五条 環境大臣及び国の関係行政機関の長(以下「環境大臣等」という。)は、防除計画に基づき、防除を行うものとする。

第九条を第十二条とする。

第八条中「譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り(以下「譲渡し等」という。)」を「譲渡し等」に改め、同条ただし書中「第四条第一号」を「第五条第一号」に、「主務省令」を「環境省令」に改め、同条を第十一条とする。

第七条ただし書中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条を第十条とする。

第六条中「主務大臣」を「環境大臣」に、「生態系等」を「生態系」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の二条を加える。

(逸走又は散逸したときの措置)

第八条 第六条第一項の許可を受けた者は、その許可に係る特定外来生物が逸走し、又は散逸したときは、

直ちに応急の措置を執るとともに、環境省令で定めるところにより、速やかに当該特定外来生物の逸走又は散逸の状況及び執った措置の概要を環境大臣に届け出なければならない。

2 環境大臣は、前項に規定する者が同項の応急の措置を執っていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を執るべきことを命ずることができる。

（報告）

第九条 特定外来生物の飼養等をする者は、毎年、環境省令で定めるところにより、特定外来生物の飼養等の状況、特定外来生物の譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）の状況その他環境省令で定める事項を環境大臣に報告しなければならない。

第五条第一項から第三項までの規定中「主務省令」を「環境省令」に、「主務大臣」を「環境大臣」に改め、同条第四項中「主務大臣」を「環境大臣」に、「生態系等」を「生態系」に改め、同条第五項中「主務省令」を「環境省令」に改め、同条を第六条とする。

第四条第二号中「主務省令」を「環境省令」に改め、同条を第五条とする。

第三条第一項中「主務大臣」を「環境大臣」に、「中央環境審議会の意見を聴いて」を「前条に規定する

基本原則にのっとり、外来生物審査委員会の議を経て」に、「生態系等」を「生態系」に改め、同条第二項第一号及び第五号中「生態系等」を「生態系」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「環境大臣」に改め、第一章中同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（外来生物による生態系に係る被害の防止の基本原則）

第三条 外来生物による生態系に係る被害の防止のための方策は、その被害が未然に防止されることを旨とし、その被害の防止のための措置を講ずる科学的根拠が十分でない場合においても、外来生物による生態系に係る被害及びその防止に関する科学的知見の充実を図りつつ、予防的に講じられなければならない。

2 外来生物による生態系に係る被害の防止は、外来生物の導入により影響を受けるおそれが高い生態系及び在来生物（我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物をいう。以下同じ。）が保全され、及び保護されることを基準とし、我が国の生態系及び在来生物が広く保全され、及び保護されるよう行われなければならない。

3 外来生物による生態系に係る被害の防止は、外来生物の性質を考慮するのみならず、我が国に導入され

る外来生物の種類ごとの数量、その外来生物の我が国への導入が反復継続してされるものであるか否かその他の我が国への外来生物の導入の状況をも考慮して行われなければならない。

4 外来生物による生態系に係る被害の防止は、外来生物が単独で生態系に及ぼす影響のみならず、その外来生物が他の外来生物とともに我が国に導入された場合にこれらの外来生物が生態系に及ぼす影響をも考慮して行われなければならない。

附則第一条ただし書中「附則第五条」を「附則第六条」に改める。

附則第二条第一項中「主務大臣」を「環境大臣」に、「第三条第一項及び第二項」を「第四条第一項及び第二項」に、「生態系等」を「生態系」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「環境大臣」に改め、同条第三項中「第三条第一項及び第二項」を「第四条第一項及び第二項」に改める。

附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三条の次に次の見出し及び一条を加える。

（検討）

第四条 政府は、在来生物による生態系に係る被害の防止のための制度の在り方について検討を加え、その

結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則に次の一条を加える。

(関係法律の整備)

第六条 外来生物審査委員会の設置その他この法律の施行に伴い必要となる関係法律の整備については、別に法律で定める。